

第2回軽米町議会定例会

平成27年 6月15日(月)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 茶屋 隆 君
- 2番 中村 正志 君
- 3番 田村 せつ 君
- 12番 古舘 機智男 君

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
教 育	長	菅波俊美君
総 務 課	長	日山充君
税 務 会 計 課	長	山田元君
町 民 生 活 課	長	中野武美君
健 康 福 祉 課	長	川原木純二君
産 業 振 興 課	長	高田和己君
地 域 整 備 課	長	新井田一徳君
教 育 次	長	佐々木久君
監 査 委 員		瀧澤英敬君
教 育 委 員 長		戸草内勝夫君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		高田和己君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		日山充君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長		川原木純二君
水 道 事 業 所 長		新井田一徳君
総 務 課 担 当 主 幹		平俊彦君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹		於本一則君

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐藤暢芳君
議 会 事 務 局 主 任 主 査	橋本邦子君
議 会 事 務 局 主 査	鶴飼義信君

---

◎開議の宣告

○議長（松浦 求君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、古舘幾智男君から少々遅刻するという旨の連絡が入っております。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって7番、茶屋隆君、2番、中村正志君、3番、田村せつ君、12番、古舘機智男君の4人となります。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

---

◇7番 茶屋 隆 議員

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） おはようございます。きょうは、傍聴の方が大変多く、感謝いたします。ありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。傍聴者が多いので、張り切り過ぎないようにやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告しておきました6点について質問いたします。項目が多いので、簡潔に質問いたしますので、できれば40分ぐらいで終わらせたいと思いますので、答弁も簡潔にお願いいたします。

まず1点目、軽米町創生総合戦略についてですが、軽米町総合戦略の具体的内容についてお伺いします。

また、策定に当たり、軽米町創生総合戦略策定委員会を委員20名以内で組織するというわけですが、その中で公募が2名ということですが、町民の皆様のいろん

な多くの意見、提言を出していただくためにも公募がもっと多くてもいいと思いますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の軽米町創生総合戦略についてのご質問にお答えいたします。

最初に、具体的内容にかかわるご質問でございますが、平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法が施行され、市町村は、国や県などの長期ビジョンと総合戦略を勘案し、地域の特性を踏まえた上で地方人口ビジョンと地方総合戦略の策定に向けた努力が求められており、当町においても、新軽米町総合発展計画との整合性を図りながら10月末までの策定を目標に進めているところであります。

現在全国的な人口減少の中、当町においても人口減少は避けられない状況であります。急激な人口減少を回避しながら持続可能な町づくりを推進していくため、軽米町総合戦略策定委員会を設置し、町の人口の将来を展望する人口ビジョン並びに今後5カ年の目標と施策の基本方向について委員の皆様のご意見を伺いながら策定したいと考えております。

人口ビジョンにつきましては、国立社会保障人口問題研究所、日本創成会議並びに県立大学による人口推計を参考にしながら町の人口の現状を踏まえ、独自に人口推計したいと考えております。

総合戦略につきましては、人口ビジョンにおける将来人口推計を目標に町が抱える地域課題の解決と魅力ある地域づくりを目指しながら、基本目標並びに具体的施策等、その重要業績評価指数KPIなどについて策定した上で毎年度PDCAによる検証や見直しを図る予定であります。

また、施策については、長期的な財政負担も考慮し、既存事業のさらなる実効性の確保を基本に、新たな分野への取り組み等についても、委員会で検討した内容などを9月定例議会の場でご審議いただいた上で策定、公表してまいりたいと考えております。

次に、策定委員の公募者が少ないのではないかというご質問にお答えします。総合戦略策定に当たっては、住民、産業、行政、教育、金融、労働、メディア等の関係者で構成される組織において、その方向性や具体案などを審議、検討するよう国から方向性が示されておりますことから、当町においては、それらを参考に軽米町総合戦略策定委員会を設置したところであります。委員20名以内で構成することとし、内訳については、産業関係者4名、行政関係者1名、教育関係者1名、金融関係者2名、労働関係者1名、マスコミ1名、学識経験者2名、農業者1名、子育て関係者2名、高齢者団体関係者1名、体育協会関係者1名、文化協会関係者1名

並びに公募2名と、各方面から広く参加いただくこととすることから、一般公募枠については2名以内とさせていただいたところであります。

なお、2名の方から応募があり、書類審査の結果、2名の方に委員をお願いすることとしております。今後においても、広く町民からの意見聴取を心がけながらアンケート調査、パブリックコメント等を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 委員会の策定に当たり、委員の人選は、各団体の代表の方が選ばれるということがほとんどです。今回の委員会だけでなく、各種委員会の人選のときも同じような方法で選ぶため、それぞれの委員会のメンバーを見れば、同じような顔ぶれが多いと思います。1つの委員会だけでなく、2つ、3つに入っている方、また多い方は5つ、6つの委員会に入っている方もおります。できれば、1人1役でいろんな方が入れば、新しい発想、意見、提言が出るのではないのでしょうか。そのためにも20名ぐらいの委員会であれば、5名ぐらいの公募があってもいいと思いますので、今後はそのようなことを検討していただくことをご要望申し上げまして、次の質問に移ります。

2点目、役場からのお知らせ、防災無線についてですが、3つについてお伺いします。1つ目ですが、どのような基準でのお知らせをしているのか。

2つ目ですが、お知らせできるもの、できないものはどのように区別されているのか。

3つ目ですが、災害時の緊急通報、また火災のときの消防署の通報との兼ね合いはどのようになっているのかお伺いします。ことしは、特に春先から火災が多く、駒木地区の建物火災のときは、第2次出動、第3次出動という放送がありましたが、火災の状況が全然わからなく、どんなに大きくなっているのだろうと心配もいたしました。また、不審火が相次ぎ、次の日の新聞に載ってからわかるという状況でした。町民の皆様は大変心配され、不安だったと思います。このようなときに何らかの方法で役場からのお知らせ、消防署からのお知らせ等で状況を町内の皆様にお知らせできないものではないでしょうかお伺いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の役場からのお知らせ、防災無線についてのご質問にお答えいたします。

質問のありましたどのような基準でのお知らせをしているのかを伺うにつきましてですが、防災無線によって放送できる範囲は、軽米町農村情報連絡施設管理運営規

則第9条に定められているものであります。1番として、行政連絡に関すること。

(2)、気象情報、災害、緊急情報に関すること。3番目として、営農、農家生活に関すること。(4)として、地域活動に関すること。(5)、その他、統括管理者が必要と認めたこととなっております。

次に、ご質問されましたお知らせできるもの、できないものには、どのような区分がされているのか伺うにつきましては、先ほど申し上げました軽米町農村情報連絡施設管理運営規則第9条に該当しないもの。具体的な例を申し上げますと、公序良俗に反する内容や営利を目的とした内容などについては放送しておりません。

3点目の災害時の緊急通報、また火災の消防署の通報との兼ね合いは、どのようになっているのかにつきましては、災害等に関する注意喚起や避難勧告などについては、原則として町が放送しており、緊急を要する災害、これは大地震や大津波警報、有事等ですが、その際には、全国瞬時警報システム、通称Jアラートにより国からの情報が自動的に防災無線で放送されるようになっております。また、火災発生時の連絡及び防火啓蒙につきましては、軽米分署が主体的に判断し、放送を行っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） いずれにいたしましても、お知らせできるものは、役場からのお知らせ、告知端末を使って早急に町民の皆様へお知らせいただきますことをご要望申し上げます。次の質問に移ります。

次に、3点目ですけれども、空き家対策についてですが、5月26日、空き家対策の特別措置法が全面施行されましたが、軽米町の現状と今後の課題、またその対策について伺います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

全国的に人口減少や核家族化が進む状況の中、空き家等が増加しており、防災、衛生、景観への影響など、地域安全や町づくりを進めるに当たり、大きな問題となってきた中、国においては、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に全面施行されております。同法では、空き家の管理は、所有者の適切な管理を基本としながら、市町村は著しく治安や防災上の問題が懸念される特定空き家等の所有者に助言、指導、勧告、命令、さらには代執行までの措置ができることなどが規定されております。加えて市町村は、空き家対策計画を定めることができるとし、その計画の策定

や実施にかかわる協議を行うための協議会を組織することもできることとされておりますが、空き家対策は、課題も多いことから、国においては、弁護士、不動産鑑定士、郷土史研究家、大学教授などの高等専門家等の協議会への参画などが求められており、市町村単独での体制整備には難しい内容となっております。

空き家の状況と課題につきましては、平成21年から22年にかけて居住を対象にした調査では、町内全体で170件を超える空き家でありましたが、昨年度の調査では290件を超える調査結果が出ており、今後人口減少に伴い、さらなる空き家の増加が懸念されます。また、適切な管理が行われていない空き家等が増加し、さらに長期間放置されることなどにより、防災、衛生、景観、治安等の地域住民の生活環境に深刻な影響が及ぶことや市街地の空洞化についても懸念されます。

今後の取り組みとしては、昨年度実施した調査結果の精度を高めるために、引き続き現地調査を進め、実態把握に努めてまいりたいと考えております。あわせて直ちに利用可能な住宅の把握と、その所有者の意向確認を踏まえた上で希望される方々に対しての紹介等も試行的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国が進める協議会などの体制整備につきましては、非常に専門性が高いことから広域的な設置などについて周辺市町村や県に働きかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、再質問いたします。6月8日の岩手日報に県内空き家利活用加速、17市町村が支援制度、バンクや移住費補助という見出しで県内自治体で空き家の利活用に向けた動きが加速していると掲載されておりました。特に、陸前高田市では、今年度空き家を含む住宅の購入、改修費の一部を最大100万円助成する補助事業を開始するという事です。また、久慈市も同様に最大50万円を助成するほか、空き家バンクの賃貸物件は、リフォーム費用最大10万円、また家賃は月1万円を補助する制度を創設したということです。軽米町でも空き家の現状を調査し、対応するという事ですので、空き家バンク制度、移住費の補助を早急に立ち上げて、首都圏向けに空き家情報も発信し、移住を促進してはどうかお伺いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変ご提案ありがとうございます。今現在、非常に空き家が急速にふえているということで、さらに精度を高めて、各空き家の利活用できるかどうかの状況や、それからまた貸してもいいかとか、いろんな持ち主の意思とか、そ

ういったものも含めて今調査することになっております。そういったことの調査を含めまして、今ご提案されたようなこともまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 実は5月の末に友人から電話がありまして、高知県から移住したいという人があり、軽米町では、空き家バンク制度、また移住費の補助はないかと聞かれまして、総務課の担当の方に確認いたしましたところ、6月定例会に補正で予算を計上し、その後対応したいということでしたので、早急に対応し、1人でも多くの方が利用し、移住促進につながるようご要望申し上げまして、次の質問に移ります。

4点目、職員の再任用についてですが、行財政改革の一環として定数適正化計画に基づいて職員の削減を行ってきたわけですが、新採用よりも退職者の数が多く、そのため仕事量が多く、間に合わないということで退職された方を再度雇用するのが再任用だと思いますが、再任用された職員の仕事の内容の基準は、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の職員の再任用についてのご質問にお答えいたします。

現在の再任用職員数は12名であります。その内訳は、フルタイム勤務2名、短時間勤務10名となっております。従事している業務内容については、庁内各課に配属し、それぞれの担当業務に当たっておりますが、一部職員については、本人の同意を得て、被災地である野田村や町内公的法人等へ派遣しているところであります。外部団体等へ派遣している職員につきましては、当該団体からの要請を受け、必要があると認めた場合に、軽米町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び取り扱い要綱に基づき、派遣協定を締結し、派遣しております。

なお、再任用職員の採用につきましては、地方公務員法第28条の4、第28条の5並びに職員の再任用に関する条例に基づき、当該年度定年退職予定者及び再任用職員に対し、意向を確認し、希望のあった職員に対して面接を実施しております。

この際に、聴取した内容と、それまでの職歴等を参考とし、一般職員における人事異動内示と同様に再任用職員を配置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕



○7番（茶屋 隆君） 社会福祉協議会といちい荘に2人再任用の方が役場から出向ということは、いちい荘が老朽化し、建て直しが必要ということで、その準備のために出向しているのかと推測いたします。いちい荘は、民間に移管するとき、建て直すときは、町で全面的に支援するということでしたので、大変いいことだと思います。いちい荘の老朽化、そして介護施設の必要性を考えたとき、一日も早いいちい荘の建て直しが必要だと思いますので、町で全面的にバックアップして、社会福祉協議会とタイアップして実現させていただきますことをご要望申し上げまして次の質問に移ります。

次に、5点目、体育施設についてですが、町民体育館のトレーニングルームの器具の不備なものは修繕、必要なものは補充してはどうかという質問でしたが、10日の日、体育館のトレーニングルームを見学させていただき、びっくりしました。以前は器具が何点かあったと思っていましたが、使えるものが1点しかなく、あとのものは使えなくなり、危険なので処分したと担当者からお聞きしました。また、体育館の利用状況ですが、夕方はスポ少のソフトテニス、バレーボール、軽中の卓球、バスケット部、夜は一般、体育協会の卓球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、バドミントン協会と毎日有効に使われていると思います。最近、サッカー協会の若い人たちがフットサルにもチャレンジして、中学生、高校生のサッカー部員の一部と合同で練習しているということです。中学生、高校生、一般と世代間の交流ができて非常にいいことではないかと感心しております。

そういった中で若者たちの要望でございますが、トレーニングルームにできればベンチプレス、ランニングマシン、腹筋台、バランスボール、ストレッチマットぐらい最低でもあれば、補助運動ができるのではないかとということです。また、せっかくあるシャワールームも使用できれば最高だなということです。ぜひ若者たちの夢をかなえてあげたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の町民体育館のトレーニングルームの器具の修繕、補充とシャワールームの利用状況についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のありました町民体育館のトレーニングルームの器具につきましては、昭和54年度に町民体育館を建設した際に整備され、冬期間の子供たちの体力づくり等に利用されてまいりました。器具等の老朽化と、昨年中学校の統合に伴い、卓球室が手狭になったことなどにより、古くなった器具等を整理して、現在は卓球場を広くして利用しているところでございます。今後の整備につきましては、町民の皆様健康体力づくりの観点から体育館利用者皆様のニーズを捉えながらトレーニング器具の購入などを含めまして、トレーニング室の整備に努めてまいりたいと考え

ております。

また、シャワールームにつきましては、施設老朽化に伴う配管の故障から長年使われていない状況でございます。これまでは、剣道等で宿泊合宿する利用者等には、B&Gプールのシャワーを利用してもらうなどで対応してまいりました。シャワールームを利用可能にするためには、水漏れ故障箇所を把握するための改修工事等が必要となりますが、体育館利用者の利便性を向上させ、多くの方々に利用していただくため、改修工事を計画し、シャワー室を利用できるように整備してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） いろいろの器具があれば、若者だけでなく、私たちも健康のためトレーニングができ、それがメタボの解消、そして医療費の削減につながれば、この上ないことだと思いますので、早急に対応していただくことをご要望申し上げます。最後の質問に移ります。

6点目、指定管理施設フォリストパークの管理運営についてですが、3つについてお伺いします。

1つ目、施設の管理はどのようにされているのか。

ア) として、野外の看板、遊具、椅子等。

イ) として、トイレ、管理棟、食堂等。

ウ) として、キャンプ用施設、テニスコート等。

エ) として、チューリップ畑、アジサイロード、自然の樹木等。

オ) として、つり橋。

2つ目ですけれども、今年度のチューリップフェスティバルの入り込み客、売り上げはどうであったのか。

3つ目として、今年度の売り込み目標、目玉というか、例えばこれからアジサイの花が咲きます。そのアジサイの花を目玉としてPR、多分すばらしい花が咲くと思いますので、その辺は何かあるのか。

施設の管理ですが、特につり橋のたもとにある表示板が薄くなって消えてわからなくなっているの、書き直したほうがいいのではないかと見てまいりました。椅子ですが、4人がけのつながった椅子がありましたが、老朽化して、今にも壊れそうになっていましたし、色もさめていましたので、撤去するか、新しいものに取りかえればよいと思います。あとトイレですが、特に女性のトイレが足りないのではないかと思います。チューリップフェスティバルのとき、ことしは天気がよく、入り込み客も多くトイレ待ちで行列ができたとお聞きしております。観光地という

ことを念頭に置いて対応していかなければいけないと思いますので、その辺のところ、以上についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の施設管理についてお答えいたします。

雪谷川ダムフォリストパーク・軽米は、雪谷川ダム周辺地域のすぐれた自然景観を利用するとともに、森林の持つ機能を多面的に活用し、自然に親しみながら森林、林業に関する知識を深め、あわせて町民の安らぎの場として、昭和61年から平成元年の4カ年で施設設備の整備を行ってきたものでございます。ご質問のありました施設の管理につきましては、平成18年度から軽米町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく指定管理者制度を活用し、現在株式会社軽米町産業開発と雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の管理に関する基本協定及び平成27年度雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の管理に関する協定書を締結し、施設の管理委託をしているところでございます。

この施設の管理は、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米仕様書に基づき行うこととしており、年内巡察を行い、各施設設備の点検を行い、破損等の状況把握や報告及び遊具の腐食など、危険箇所の点検把握並びにトイレ等の清掃状況把握を随時行うこととしているほか、チューリップ園やアジサイ園の花壇等の管理事務、栗園や木の実園などの樹木の生育調査や病虫害、支障木等の伐採、除去等の樹木管理事務、園内の環境美化に努めたり、草刈り管理業務を委託しているところでございます。

4月早々に小破修繕は、軽米町産業開発が行い、修繕費のかさむ工事は委託側が対応する旨の打ち合わせを行い、本年のチューリップフェスティバルに間に合うよう、トイレや給排水設備などの修繕を行ったところですが、看板や遊具などになお修繕の必要な箇所が確認され、来園者には大変申しわけなく思っているところでございます。今後は、軽米町産業開発との連携、連絡をさらに密にして危険箇所の把握に一層努めてまいりますとともに、施設の大半が建設してからもうすぐ30年を迎え、今後の修繕管理や更新について施設ごとの総合管理計画を定めていくことを検討してまいります。

次に、今年度のチューリップフェスティバルの入り込み、売り上げについてのご質問にお答えいたします。今年度のチューリップフェスティバル期間中の来園者は、1万7,003人で前年比92.8%、前年は1万8,316人の入り込み客でございました。今年度の全国的な温暖化の影響から前年より10日ほど早い4月26日ごろ見ごろを迎えたことから、フェスティバルの前半が開花のピークとなったことなどにより、後半は来園者が前年より落ち込んだところでございます。しかしな

がら、チューリップ園の入園者は1万2,551人で前年比102.6%で入園料は351万3,000円で、前年比104.2%となったところでございます。

3つ目でございますが、次に今年度の売り込みの目標、目玉についてのご質問にお答えいたします。今年度の売り込み目標についてでございますが、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米には、来園者の増加を図ることを目的として平成21年度から3カ年で運動広場周辺に6,300本余りのアジサイを植栽しているところでございます。植栽しましたアジサイは、一部開花はしているものの、全体としては花が咲くまでに育っておらず、積極的なPR活動等は控えているところでございます。今後におきましては、軽米町産業開発と連携を密にし、管理育成に努め、植栽したアジサイが満開となり、訪れた来園者に楽しんでもらえるよう努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 今6項目について質問いたしましたが、町長から真摯な答弁をいただき、これから検討するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後でありますけれども、きのうフォリストパークのアジサイを見に行ってきました。花はまだ見ごろにはちょっと早過ぎましたが、少し咲いていました。淡い青色で薄紫の花と白い花がとてもきれいに咲いていました。花が見ごろになれば、見事だと思ひます。種類も結構たくさんあり、下草もきれいに刈ってあり、ほどよく手入れされていると思ひます。愛好家、花を好きな方にすれば、願ってもない穴場になるかもしれません。もっと宣伝、PRしてはどうでしょうか。恐らく町内の方でもフォリストパークにあれだけアジサイがあることは知らないと思ひます。これから見ごろで見事に咲くと思ひますので、ぜひもっと宣伝、PRしていただくことをご要望申し上げまして、町長の一言コメントを聞いて、私の質問を終わります。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ご指摘のとおり、非常に今咲き始めておりますけれども、さらにこれを一つの柱にしたいと考えておりますので、今後とも肥培管理等に気をつけながらどんどんふやしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

---

◇2番 中村正志 議員

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） このたび軽米町議会議員改選に当たりまして初当選し、議会の場で活動させていただくことになりました中村正志でございます。先輩議員の方々のご指導を賜りながら、私自身がモットーとして町民の方々にお約束してまいりました町民の方々の目線で公平、公正な町政運営に努力してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。本定例会におきましては、3点について質問、提言をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、第1点として、平成25年度決算認定の議決後の町長の対応についてでございます。昨年9月の決算議会において、軽米町は2年連続決算不認定という不名誉な結果となりました。決算の不認定については、岩手県での事例もあり、法的な効力はないということですが、町長の予算執行について議会がノーという答えを出したということについて結果をきちんと受けとめ、事案を検証し、今後町長はどのような姿勢で町政運営を進めていくべきかを考えなければならないと思うところですが、決算不認定の議決後の町長の対応、言動に対して、当時一町民の立場として疑問を感じましたので、発言させていただきました。

今回の決算不認定の要因となった補助金の流用について、町長は一貫して法に基づいて執行されており、全く問題はないということを言い続けておりますが、9月の定例議会での発言であれば、それはそれでいいと思っておりますが、ただし議決後においては、結果をしっかりと受けとめ、なぜ理解してもらえなかったのかを検証し、今後の対応を検討すべきと思うわけですが、12月の定例会での一般質問での答弁、そしてなおかつ1月には、町のホームページへの平成25年度一般会計決算不認定の内容説明についての掲載など、当時一町民の立場であった自分には、議会と町長との対立が正常ではないというふうに感じました。

町長は、全く非がないと主張し続けておりますが、議会における議決については、素直に受け入れるべきではないでしょうか。補助金の流用については、これまでの軽米町の長い歴史の中でどのように取り扱われてきたのか改めて検証し、今後の対応を検討しなければならないものと考えます。町長と議会とは、常に緊張感を保持することは当然でございますが、対立することよりもお互いの信頼回復に努め、多くの町民のご支援に応えることが4選を果たした山本町長の今やるべきことと思っておりますが、いかがでしょうか。今後の町長の議会に対する基本的な姿勢をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の平成25年度決算不認定後の町長の対応についてのご質問にお答えいたします。

中村議員ご指摘の件は、昨年9月定例町議会の前田泰穂議員の一般質問に対する

私の答弁とことし1月に当町ホームページに掲載した平成25年度一般会計決算不認定の内容説明についてのことと存じます。平成25年度一般会計決算の不認定の理由は、同一予算科目内の節で流用したことは違法であるとの内容でありましたが、同事案は、地方自治法等関係法令等に照らして違法なものではなく、他の自治体でも普通に行われていることでありますことから、決算審査の際も詳細に説明いたしましたが、残念ながらご理解をいただけなかったものであります。申すまでもなく議会の議決は大変重いものであると認識しておりますが、間違った解釈を放置し、町民に誤解を与えたままとすることは、町政運営上からも問題であると判断し、一般質問に対する答弁でも改めて説明申し上げ、町ホームページにも内容を掲載いたしました。今後におきましても議員各位のご意見等には真摯に対応し、ご理解をいただけるよう説明に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても事情をご理解いただき、町勢発展に向けてともにご尽力をいただき、町民の負託にこたえてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） それでは、再質問をいたします。

町長につきましては、今の答弁については、いずれ法的に基づいて執行されていると。それはそれでいいのですけれども、ただなぜあのとき議員方がそれを認めてもらえなかったのか。その辺のところ、やはり軽米町の財政の中での歴史の中でやはり課題があったのではないかというふうには私は感じております。私自身もかつて役場職員でありましたので、その辺のところを再度やはり検証していただければなど。やはり法的にはいいけれども、軽米町としては果たしてそれでいいのかというふうなことも再度考えていただければというふうに思います。

それで一つに、別な質問になりますけれども、同じような考え方の中で、町長は昨年答弁の中で予算は一種の見積もりであり、諸事情により当初予算の見積額に不足または余剰を生じることがあるから、これについて精算したものであるという発言をしておりますが、そのことから私が感じるには、当初予算に対して余り重要視していないように見受けられました。当初予算は、町長の政策課題を柱として、年間を想定して編成され、計画的に、しかも効果的に予算執行されなければならないと思います。この当初予算の意味を考えたとき、補助金の流用は有効な手段であったのでしょうか。補助金の流用云々というより、当初予算編成の取り組み方に問題があるような気がします。今年度も5月の臨時議会において、当初予算がスタートして間もない時期において補正予算を組まなければならないということ。また、ことしが骨格予算であったならば、5月までの短期間をなぜ想定できなかったのか。

6月には本格予算を組むとなっているのであれば、もっと真剣に予算編成に向き合うべきだと思います。補正の回数には、特に法令上制限はないわけですが、財政運営の一貫性を失うことなく、必要最小限度にとどめるべきではないでしょうか。町としてのルールづくりに努め、もっと予算に対して厳しい姿勢で臨むべきと思いますが、いかがでしょうか。再質問としてよろしくお願ひいたします。

○議長（松浦 求君） 総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

○総務課長（日山 充君） 中村議員の再質問にお答えします。

中村議員のご指摘のとおり、当初予算は政策課題を柱として年間を想定し、計画的、効率的に執行するものであります。予算編成の手順につきましては、議員もご承知のことと存じますが、11月に作成する予算編成方針及び次年度に取り組むべき政策課題をもとに1月上旬まで各課からの予算要求を受け、2月上旬まで査定を行い、その後財源調整等を行い、3月定例会にお諮りしております。

予算編成に当たりましては、限られた財源でいかに有効な施策を行うことができるか慎重に行っておりますが、年度途中における政府の緊急経済対策に対応するための予算や災害や選挙、人事異動等への対応など、当初予算編成後の事態に対処するために補正をお願いしております。残念ながら見積もり誤りなどにより補正をお願いすることも現にありますことから、予算編成に当たりましては、一層厳密に行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 予算編成につきましては、今答弁いただきましたように、今後とも厳しい姿勢の中で組んでいただくことをお願ひいたします。

それで3回目の質問になりますけれども、町長の議会に対する姿勢ということに関連いたしますので、町長は今定例会の政務報告の中で百人委員会の設置については、要綱を設置し、今月中に委員選任を行いたいと考えていると報告いたしました。百人委員会の設置については、山本町長の4期目における最重要政策の一つであると私は認識しておりましたが、このことは私だけのことだったのでしょうか。なぜなら、要綱を設置して進めるということは、議会との協議はなしにして、町長だけの考えで委員会を設置することとなり、町長の最重要政策の事業を進めるには、余りにも議会軽視の姿勢ではないでしょうか。議会の使命は、町長の具体的な政策を最終的に決定することとされております。議会は、町長の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的に参画し、その要所で重要な意思決定を行います。なぜ条例制定を議会に提案しないで要綱として町長だけの決定とするのか理解できません。町長

は、町長自身の政策を同じ町民から負託をいただいた議員と一緒に議論をして、町民のための真の町づくりを進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

我々議会は、条例制定でなければ議論に参加できないのです。規則や要綱などは町長裁量での事務事業なわけですから、事業の重要性などをもっと勘案しながらどのような手法で進めるかをもっと考えていただきたい。町長と議会との議論を活性化し、お互い切磋琢磨しながら町民のための町づくりを多方面において進めていかなければならないと思いますが、町長の見解をお伺いします。よろしく願います。

○議長（松浦 求君） 総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

○総務課長（日山 充君） 中村議員の百人委員会を条例ではなく、要綱で設置するののかの再々質問にお答えしたいと思います。委員会の設置条例を制定する場合には、法令等の規定による場合と地方自治法第202条の3第1項の規定による普通地方公共団体の執行機関の附属機関として設置する場合があります、附属機関は、その担任する事務について調停、審査、審議または調査等を行う機関として条例により定める必要があります。

今回設置しようとする百人委員会は、審査、審議、調査等を行う附属機関ではなく、町民同士が今後の町づくりについて協議を重ね、町に提案またはみずからが実施し、町は受けた提案を町政に反映するよう努めるという性格を有し、地方自治法に定める附属機関ではないことから、要綱で定めようとするものでございます。ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（松浦 求君） 質問が3回になりましたので、町長からコメントさせます。町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 百人委員会の設置を条例で定めないことは、議会軽視ではないかのご指摘でございますけれども、百人委員会で話し合われた内容等については、議会に対しても説明してまいりますので、ご理解をいただき、ともに一緒に町づくりを進めていただきますようお願い申し上げたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 次の質問、2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

2点目は、地域づくりの推進についてでございます。軽米町は、昭和62年に生涯学習の町を宣言し、町づくりは地域づくり、人づくりを基本理念に生涯学習による町づくりを進めてまいりました。町内会や行政区、自治公民館などを単位とした



地域活動が行われ、町でも行政区活動交付金や地域活動支援事業費補助金、生涯学習関係助成金などを創設して支援体制も整備されてきていると思います。私も生涯学習の推進につきましては、当初からかわり、取り組んできており、非常に関心の高い分野でもあり、地域づくりこそ町づくりであることを基本に地域課題の発掘と解決に努力してまいりたいと考えております。

さて、地域づくりを進める上で、町では今後どのような地域単位での推進を図るのか。町としての将来的な方針を検討する時期に来ていると思いますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

また、行政区の再編の考えはないのでしょうか。地域づくりの単位として、将来を見越した町づくりのために行政区再編は不可欠だと思います。現在89行政区あります。3, 243世帯、一番多い行政区は192世帯あり、100世帯以上は6行政区、一番少ない行政区は6世帯、10世帯以下は6行政区となっております。これは余りにも大小の差が大き過ぎはしないでしょうか。今年度行政区活動交付金を行政区当たりの基本割額を3万円から4万円に引き上げたようですが、このことについて、10世帯以下でも4万円、100世帯以上でも4万円の交付金について、町民の皆さんはどのように思われるのでしょうか。町民の皆さんとともに話題にしたいものです。まずは、広報活動からお願いしたい。広報かるまいを活用し、事業の紹介と各地域の取り組み、町民の感想などを紹介して、行政と町民とのコミュニケーションを活発にしていかがでしょうか。

また、町長の公約に農業構造改善センター、生活改善センターの計画的改築がございますが、学校統合が進み、これまで小学校区単位での地域づくりの推進が図られてきた経緯がありますけれども、旧小学校単位に整備されております改善センター等は、今後地区の中核施設としていくべきと考えますが、地域活動の推進を図るための施設整備を計画し、ハードとソフトが一体となった事業の推進が必要だと思いますが、今回山内農業構造改善センターの整備費が補正されております。山内地区だけのことでなく、軽米町全体としての今後の方向性を議論し、それぞれの施設整備を進めていくべきと思いますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

次に、地域と行政のパイプ役である町職員の地域担当の生涯学習推進担当員は、軽米町では、生涯学習の町を宣言した当時から地域担当職員を配置しているわけですが、このことについては、今ではどこの市町村でも同様に配置され、町の職員の地域での活動の必要性、重要性が認められていると感じております。そのことを知ったのは、たまたま他市町村の広報紙を見たところ、年度当初にどこでも地域担当職員の氏名と役割が紹介されておりました。二戸市と一戸町は地域担当職員として、九戸村は地域サポーターとして掲載され、地域での活動を呼びかけるとともに、地域における助成事業も一緒に紹介しておりました。軽米町では、古くからの配置で

はありますが、最近では、地域での関心も薄くなりつつあるような気がします。軽米町でも改めて広報紙等に紹介し、町民に広く周知し、職員の地域での積極的な活動を期待し、身近に職員が町民の方々とのコミュニケーションを図ることが各行政事務に役立つものと思いますが、いかがでしょうか。

以上、地域づくりの推進について、地域の単位、地区拠点施設の整備計画、職員の地域活動及び広報活動による町民とのコミュニケーションなどについてご質問させていただきました。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の地域づくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

まず行政区の再編についてですが、構成世帯数を見ますと、一番少ない行政区が6世帯であるのに対し、一番多い行政区は192世帯となっており、議員ご指摘のとおり大変大きな差となっております。世帯数が少ない行政区では、高齢化などにより役員の選任などに苦慮されているというお話や世帯数が多い行政区では、諸処の取りまとめにご苦労されているとの声も聞かれます。しかしながら、現在の行政区は、地理的要因や人間関係などにより、地域の皆様のお考えに基づいて構成されており、行政が主導して再編を行うような性格のものではないと認識しております。地域の皆様の総意として行政区の範囲の見直し等の申し出があった場合には、ご意見を尊重してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

行政区活動交付金の基本割額についてのご発言もありましたが、行政区の活動には、世帯数の多少にかかわらず必要となる経費がありますことから、同額とさせていただいており、世帯数の多少については、世帯割額で対応させていただいており、行政区で取り組む各種の活動については、地域活動支援事業費補助金を設けております。本補助金の推進に当たりましては、議員からのご提言を参考としてまいりたいと思っております。

また、生活改善センター等の整備に当たりましては、地域住民の皆様からのご意見を伺いながら、ハードとソフトが一体となった取り組みにより推進してまいります。

次に、生涯学習推進担当員を活用し、職員と町民とのコミュニケーションを図り、施策の推進をとのご提言をいただきました。生涯学習推進担当員は、担当地区の生涯学習推進員や行政連絡区長、町内会長、自治公民館長と連携、協力して、地域の生涯学習活動を推進することを役割として、町内すべての地区に役場職員を配置しているところであり、当町の生涯学習の基本理念である町づくりは地域づくりであ

り、人づくりであるを実現するため、協働参画による生涯学習の町づくりを推進するためにも、住民と行政のパイプ役となる生涯学習推進担当員を町民の皆様へ周知するとともに、ご提言のありました町民とのコミュニケーションの醸成に努めるよう町内会行事等に積極的に参加させてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） それでは、再質問をお願いいたします。

今町長答弁の中で行政区再編については、各行政区の諸事情があって一概に町から指導するという事は、なかなか困難であると。確かにそのとおりであるかとは思いますが、ただ待つだけではなく、やはり課題があるのであれば、やはり行政のほうから問いかけていく必要があるのではないかと。また、軽米町だけの行政区単位ということではなく、他市町村がどのように行政区、自治区をつくり上げているのか。また、それによって町と行政区とのコミュニケーションはどのようになっているか、やはりその辺もひとつ検証するべきではないのかなというふうに思いますので、その辺もお考えの上、これから検討していただければなと思います。

それで次、再質問でございますけれども、昨年9月議会の特別委員会の中での議論で疑問に感じたことについて発言したいと思います。ある行政区では、自治公民館がないことから町の施設を使用料減免で使わせてもらっています。また、別な行政区では、使用料を払って使用している。同じ地域活動に対して無料にしてはどうかという質問に対して、部局の違いではあるが、地域活動の支援という観点から利用料については、基本的には免除という取り扱いをしたいが、関係部局と調整し対応していきたいと答弁しておりました。このことについて疑問に感じたのは、自治公民館は、各行政区等で自主財源と自治公民館整備事業補助金で建設されて維持管理されております。公民館がないから町の施設はすべて減免にするというのは、バランスに欠けるのではないのでしょうか。その後関係部局と調整された結果は、どのような結論になったのかお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

○総務課長（日山 充君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

町有の公民館やセンター等は、町民の地域活動の場として整備されたものでありますことから、設置目的に沿った利用については使用料を減免することとした次第でございます。また、自治公民館を整備している行政区とバランスがとれないのではないかとのご指摘でございますけれども、自治公民館は、地域の皆様が必要さを

みずから判断し、設置しているものと認識しております。自治公民館等を有する地域の皆様についても、そのことをもって町有施設の使用について制限しているものではありませんので、ご理解をいただけるものかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 今総務課長から答弁いただきました内容について、町有施設について、多分総務課長は想定しているのは、生活改善センターとか、農業構造改善センターとか、そのほか産業関係での地域のための施設として建設されたものを多分対象にしたお話だったと思いますけれども、私も教育委員会にいた関係でずっと聞いているのは、例えば中央公民館、青少年ホーム、勤労福祉センターなども最近、町内に自治公民館がないということで使用しております、いるはずですよ。それで多分使用料は払っているというふうに感じております。また、今月末に軽米小学校で、学区民運動会があるわけですけれども、その役員会議等で中央公民館を使用した場合でも使用料を払っているという現状なはずですよ。その辺のところを再度教育委員会と事情等、情報交換しながら検討していただければというふうに思います。そのことはそれで要望して次の質問に入りたいと思います。

3点目でございます。生涯学習施設整備実現についてでございます。町長は、軽米町に多目的複合文化施設、メガドリーム施設を建設し、図書館、ステージ付ホール、健康増進施設、トレーニングルームを備え、子供から高齢者まで町民誰もが楽しく快適に利用し、肥満や生活習慣病を予防することを公約にしております。ぜひ早期に4年以内を実現していただきたいものというふうに希望したいと思います。建設に向けて具体的に今後のスケジュールをどのようにお考えになっているのでしょうか。また、建設計画策定における町民の参加はどのようになりますか。担当部署はどこになるのでしょうか。現時点において、公表できる施設の概要等についてお知らせいただければと思います。

町長構想の施設は、町民が長い間念願であったものと思います。ただし、施設整備計画には利用者の声が不可欠です。とかく施設はつくって終わり、利用者が少ないという状況がよく見受けられます。いかにして利用者の声を聞き、利用者主体の整備計画にできるかは大きな課題だと思います。ある程度時間をかけて町民が要望する内容になることを望みたいと思います。このことは、今後私も町民の方々と意見交換しながら勉強し、何回でも提案、提言させていただきたいと思います。

次に、新たな施設整備も必要ですが、老朽化の施設なども順次整備計画が必要だと思います。特にスポーツ施設についてご提言させていただきたいと思います。先ほど同僚議員の中から町民体育館のトレーニング室、シャワー室の老朽化等課題が

挙げられましたけれども、老朽化が著しい町民体育館でございます。私も利用させていただいて感じておりました。消灯している電気が多くて非常に暗い、床は滑りやすくて競技に支障を来しております。カーテンも故障して、すき間だらけです。冬期間の暖房も非常に寒い、特にこれは体育館のつくりの関係があるかと思えます。これらの課題が多い中で部分的な改修というよりは、やはり大規模改修または改築が早急に必要状況ではないでしょうか。

そこで考えたいのは、体育館は多目的競技場ですので、現状としてどのような年代層が利用し、どの競技が多いのか。体育以外の催しはどうかなど利用状況を集計し、現状把握と今後のスポーツ振興策を検討しながら整備計画を進めることが重要だと思います。

次に、ほかのことですけれども、軽米高校が使用している野球場がございすけれども、そこは来年のいわて国体のサブ球場として使用されると思いますが、これを契機にして、トイレや選手控室など附帯施設とともに、グラウンド内の水はけがよくなるような整備をし、今後の野球振興に役立ててはいかがでしょうか。

また、ハートフルスポーツランドの多目的広場は、クラブハウスが1棟建設されておりますが、先日のグラウンドゴルフ大会では、これから行われると思えますけれども、炎天下での健康マラソンの時期などは、選手応援の人たちは、日よけに大変苦労しているようです。また、雨天時には、雨よけする場所がない状況です。屋根つきの利用者の控え所や植樹し、日蔭の場所を確保するなど検討すべきではないでしょうか。そして、ナイター施設を整備し、ジョギングやサッカーなど、夜間での若い人たちの利用とともに健康増進につなげてはいかがでしょうか。

軽米小学校のグラウンドが7月に完成するということですが、今後スポーツ少年団等が学校開放事業として活用していくにはナイター施設の整備がぜひ必要と思われれます。少年野球やサッカーなどの利用が大いに期待されております。特に、時期的には8月の後半から9月にかけて10月、11月には、5時半を過ぎれば、もう真っ暗でスポーツ少年団等が活動する時間帯ではナイターなしでは活動できないというふうなことが想定されます。ぜひナイター設備は必要ではないかなというふうにご検討しておりますので、検討いただきたい。

次に、町営運動場の全天候型テニスコートは、6面新設され、毎週のように県内外から大会に多数の方々から参加いただき、交流人口の増につながっていると思えます。さらに、残りの4面のクレートコート全天候型に整備し、計10面にし、トイレやクラブハウスなどの附帯設備を整備し、さらに多くの利用者を期待するとともに宿泊者もふやし、交流人口と経済効果などを図ってはいかがでしょうか。

最後に、旧晴高小学校の校庭の活用を検討してほしいと思えます。例えば学童専用野球場とか、芝生のグラウンドゴルフ場の整備などが考えられると思えますが、

利用しやすい立地条件が整っていると思います。国道沿いで高家、晴山地区への集客により地域のにぎわい、活性化の一助になると期待していますが、検討するお考えはありませんか。

以上、町長公約である多目的複合文化施設の建設実現の期待と、老朽化等のスポーツ施設の整備について提言させていただきました。いずれにしても多額なお金がかかるものと予想されますが、必要性を検討し、年次計画の中でぜひ実現できるよう町長施策に取り入れていただけるよう期待いたします。前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 生涯学習施設整備実現に向けてのご質問にお答えいたします。

初めに、多目的複合文化施設につきましては、平成26年度に軽米町商工会と軽米中央商店会におきまして、中心商店街で子供から高齢者まで多様な世代が交流できる核施設を新設するために消費者の商店街の利用状況や意識の調査、分析を行い、地域住民が求める機能や期待する施設の把握、実現性及び有効性を検証し、核施設の概要計画を検討することを目的として軽米中心市街地整備推進委員会を設置したところでございます。

また、現在生涯学習活動の拠点となっている中央公民館及び町立図書館は、町民の皆様が長年親しまれてきた施設ですが、老朽化が著しく、トイレや床などの維持補修を行いながら利用いただいているところでありますが、新しい施設の必要性は、十分に認識しているところでありますので、商工業振興、観光交流機能と町民の生涯学習拠点としての機能をあわせ持つ多目的複合文化施設を検討いただきたいと考えております。

ご質問の建設スケジュールにつきましては、現時点では、軽米中心市街地整備推進委員会における計画段階であり、今後町民の皆様のご意見を伺いながら建設に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、担当課につきましては、現在商工関係として産業振興課が担当しておりますが、多目的複合文化施設の観点から町内全課を網羅した検討会を開催しながら実現に向けて検討してまいります。

次に、町民体育館の改築など体育施設の整備改善についてお答えいたします。希望郷いわて国体を来年度に控え、昨年度までにハートフル野球場の大規模改修工事を終えました。ことし8月には、リハーサルを兼ねたプレ大会等を開催しながら、来年度のいわて国体軟式野球競技の開催を成功させたいと考えております。

町民体育館は、昭和54年度に建設されましたが、平成21年度にトイレの改修、平成25年度には耐震診断と、それに伴う改修工事等を行い、統合後の軽米中学校

の生徒等から多く利用いただいているところですが、老朽化も進んでおりますので、改築も考慮に入れながら計画的に施設整備を行ってまいりたいと考えております。

また、ハートフルスポーツランド多目的広場の屋根付施設、ナイター設備、町営野球場のトイレ、附帯施設、町営運動場テニスコートの全天候型整備、軽米小学校グラウンドのナイター設備、旧晴高小学校のグラウンド活用など、ご意見をいただきましたが、今後立ち上げる予定の百人委員会など、町民の皆様から多くのご意見をいただきながら優先すべき整備事項等を明確にし、バランスのとれた施設の整備計画を策定しながら子供たちから高齢者まで誰もが快適にスポーツを楽しむことのできるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 前向きな答えをいただいたものと感じております。いずれ、特にスポーツ施設等についても老朽化等激しい部分、かなりあります。利用者等の声を聞きながら、やはり今後計画にまず入れていただきたいというふうに思いますので、私も体育協会の立場でもございますので、同じ競技者の人たちから意見を聞きながら私なりの提言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで今回の一般質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（松浦 求君） それでは、暫時休憩をいたしたいと思ひます。

午前11時16分 休憩

-----  
午前11時26分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
◇3番 田村 せつ 議員

○議長（松浦 求君） 一般質問、3番、田村せつ君。

〔3番 田村せつ君登壇〕

○3番（田村せつ君） さきの町議会選挙で初当選した田村せつです。初めての一般質問ということであまりよく伝わるか心配でございますが、一生懸命頑張って質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

庁舎内のトイレのことについてお伺ひいたします。議会事務局側に女性トイレが設置されていないのはなぜか伺ひます。

議会事務局側にトイレがないのにまず驚きました。議会には男性だけでなく、女性も傍聴に訪れます。そういう点からも女性のトイレの設置を検討いただきたいで

すが、いかがか伺います。

また、近年のトイレは、どこも明るく、清潔なイメージを受けます。本町のトイレの状況はどうでしょうか。これを機に庁舎内全体のトイレの見直しを図り、改善し、あわせて身体障がい者や幼児連れの親子にも対応できる多目的トイレの設置を求めますが、いかがか伺います。

ご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の庁舎内のトイレ環境についてのご質問にお答えいたします。

昭和54年に建設されました役場本庁舎及び昭和60年に建設されました農村環境改善センターには、1階から3階まで、それぞれ男性用と女性用のトイレが設置されております。また、農村環境改善センター1階には、多機能トイレも1カ所設置されております。昭和54年に本庁舎の建設に合わせて建設された議会棟でございますが、田村議員のご指摘のとおり1階、2階とも男性用のトイレしか設置されていない状況でございます。公共施設のトイレの設置数量等の基準を示した法律はございませんが、平成11年に施行された男女共同参画基本法において、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、家庭生活だけでなく、議会への参画やその他の活動においての基本的平等を理念とし、それに準じた責務を政府や地方自治体に求められることとされておりますことから、建物の構造的な問題もありますが、今後使用状況等を調査しながらトイレの改修等について検討してまいりたいと考えております。

田村議員には、今後におきましても女性の視点に立ったご提言をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 3番、田村せつ君。

〔3番 田村せつ君登壇〕

○3番（田村せつ君） ありがとうございます。改善に向けて前向きな検討をよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

---

◇12番 古館 機智男 議員

○議長（松浦 求君） それでは、12番、古館機智男君。

〔12番 古館機智男君登壇〕

○12番（古館機智男君） それでは、通告書に基づいて3点について質問いたしたいと思っております。きょうは所用があつて遅刻してきたことをおわび申し上げたいと思いま



す。

まず国民健康保険制度の問題です。私は、議会のたびにというほど国保制度については質問をしてまいりました。改めて私が今度の町議会選挙に当たって、独自に町民アンケートをとりました。その中で100通を超える回答がありましたけれども、毎回のようになりますが、町のアンケートでもあらわれている傾向がありますが、福祉、町に対する要望としては、福祉の問題、福祉の充実、さらに個別の問題では、高過ぎる国保税を下げしてほしいというのは、アンケートの中でいつも1位、2位を占めるような状況があります。そういう意味で私もあとこれからの4年間、町民の福祉、暮らしを守っていく議員の役割を果たすためにも国保制度について改めて町長との議論といいますか、考え方について基本的なことから質問をいたしたいと思っております。

国保制度とは何かという問題ですけれども、言うまでもなく、国民健康保険制度は、公的な医療保険制度の1つです。国保は、国民が医療を受ける権利を法的責任で保証する、つまり国民の医療保障を実現することだと私は思っております。特に国保制度は、というか国民はいずれかの公的医療保険に加入することになっており、そのことを皆保険体制と言っております。この皆保険体制となっている公的医療機関の中で国保は、皆保険体制を下支えをする役割を担っています。それは、国保以外の公的医療機関の対象とならない方が全てこの国保に加入することになっているからです。そのため国保は、その構成上、高齢者の加入率が高くて、無職の方の加入者も多いという状況になって、したがって、被保険者の負担能力も低くなっているというのが実態だと思います。そのために国保制度は社会保障の一環としての医療保険制度の根幹をなすものだと私は思っています。まずこのことについて根幹をなす制度だということについて町長のまず確認しておきたいと思っておりますので、町長のお考えを聞きたいと思っております。

2つ目は、今国保制度が大きく変わります。5月27日に可決された国保法の改正で国保運営が県単位に広域化することになりました。今後の国保運営がどのようになるのか、それに対する対応について、またお伺いしたいと思っております。

国保の問題の3つ目として負担軽減、国保の引き下げの問題についてお伺いしたいと思います。それに伴い国のほうでは、低所得者の負担軽減のための国の財政措置を年間3,400億円という形の中で実施する。15年度は、1,700億円、1,664億円が予算化されております。これに対して、それを利用した低所得者向けの負担軽減を土台にした税率改正等、今回提案されていないようですが、この財政措置についてどのような対応をしようとしているのか。先ほど冒頭で言いましたように、町民の高過ぎる国保税の引き下げの願いというのは、大きな要望の一つですので、その対応についてお伺いしたいと思っております。まずこの点を答弁ください。

て、さらに再質問いたしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 古館議員の国保制度についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目でございますが、国保制度は、社会保障の根幹をなす制度と考えるが、見解を伺うというふうなことにしてお答えいたしたいと思います。

国民皆保険制度は、我が国が世界に誇れる制度として1961年に達成し、その重要な基盤の1つである国民健康保険は、相互扶助の理念のもと、住民の命と健康を守る制度とし、社会保障の根幹をなす制度として運営されてきました。国保は、国民皆保険制度を下支えするという社会保障の重要な役割を担っていると考えております。その制度の中で、これまで年齢構成や財政基盤の問題など、市町村国保が抱える構造的な問題があり、また医療費は、被保険者の高齢化、医療技術の高度化により増加し、当町のような小規模保険者にとっては、財政的に不安定な運営をしてまいりました。そのためにも国保制度は、住民の命と健康を守るため、将来にわたり安定的な制度運営をしていく必要があると考えております。

2点目、3点目は、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 町民生活課長、中野武美君。

〔町民生活課長 中野武美君登壇〕

○町民生活課長（中野武美君） 古館議員の2点目の国民健康保険法改正に伴う軽米町の国保はどう変わるかの、その対応についてのご質問にお答えします。

国保改革などを盛り込んだ持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法が本年5月27日可決、成立し、5月29日、公布されたところであります。今回の国保法改正は、国民皆保険制度を支える国保を将来にわたって安定的に制度運営することが可能となるように国は財政支援を拡充し、国保の財政基盤を強化するとともに、市町村単独で運営している現在の国保を平成30年度に県と市町村が共同保険者となって運営する形に見直すことが盛り込まれております。国保の保険者の規定は、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を行い、国保運営の中心的役割を担い、制度の安定化を図ることとされております。そうした中、市町村は、地域住民との身近な関係の中、被保険者、実情を把握した上で地域におけるきめ細かい事業を行うこととされておりますが、具体的な市町村の役割としてこれまでどおり資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収を行うほか、予防や健康づくりに積極的に取り組むなど、町の実情に合った保険事業の運営などを行ってまいります。

住民の最も身近な関係である町といたしましては、町民が健康で長生きできるよう必要な保険、医療、福祉サービスを提供するという役割は、さらに大きくなるも

のと思われ、その上で住民の命と健康を守る国保制度とするため、これからもより一層町民の健康増進、福祉の向上に取り組み、医療費水準引き下げに引き続き努める必要があると考えております。

3点目の低所得者負担軽減のための財政措置はどのくらいに見込まれるかということの質問でございますが、今回の国保法改正に伴い、市町村の財政基盤を強化するため、保険者に対する財政を支援する制度、保険者支援制度を拡充する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正が本年6月3日に公布、施行されたところでございます。

保険者支援制度は、国保の保険者を低所得者数に応じて公費で支援するもので本年度より補助率の引き上げ、今まで補助対象となっていなかった2割軽減者の対象者を支援する内容となっているものでございます。支援額についてですが、本年度の当町の国保税は、まだ確定していないことから、昨年度の軽減対象者数を参考に補助率の拡充分のみで算定してみると、約670万円の増が見込まれているところでございます。これからも国や県の補助金、負担金等の増等を勘案しながら国保会計全体の収支を慎重に見きわめ、運営してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） それでは、再質問をいたします。

国保税の制度についての確認の問題では、町長から適切な答弁、全面的には了解しませんが、まず基本的に了解いたしました。ただ、ひとつ相互扶助を基本にしながらということですが、医療保険制度は助け合いの制度ということをよく言われて、それが強調されれば、個人の負担、支払い能力というか、納める能力を超えた税額でも助け合いだからということでもどんどん高くなってしまいます。現実には軽米町だけではないのですが、今全国的にもそうですが、負担能力を超えた額になってしまう、そういう状況があると思うので、助け合い、相互互助制度というのにより強調するのではなく、公的医療機関、町長も言ったように、社会保障の一環だという公的、公が責任を持っていくということをしちんと実施する基本的な姿勢を保っていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、次の国保の都道府県単位化の問題です。これについては、国のプログラム等々について、社会保障の見直しがされてきている中での一環としての国保の県単位化でして、その一番の国の目的は、医療費の削減、国の財政の支出を少なくするというのが基本的な最大の目的なものです。地方自治体からの要望としては、町民からもいろんな国保が高いとか、また徴収の問題、いろいろ大変で都道府県を単位化というのは、一つの要望でもあったと思っております。しかし、今回の場合は、

保険者になる、県が保険者になるわけではなく、先ほど答弁があったように、その中身の保険者の体制が非常に曖昧になっていて、それで特に軽米町の場合は、これまで職員の皆様頑張ってきている保健事業や軽米病院と連携した取り組みの成果と思いますが、加入者1人当たりの診療費は、県内の平均から大きく下回っている状況にもあります。国保が広域化されれば、それが平均化されたりして、軽米の国保税がそのままと引き上げになる可能性もあるということも指摘されています。そういう中で低所得者に対する財政措置も行われているわけですが、決して都道府県単位化というのが国にとっては安定した保険者制度にはなるかもしれないけれども、加入者、住民にとっては、決していい制度になっていくかということについては、非常に疑問もある県単位化だと思います。それぞれが工夫を凝らした、財政投入でもそうですし、保健活動でもそうですし、それが弱められるという形にならないような県単位化についての対応が必要だと思いますので、この点についても、それを踏まえた形で住民の負担にならないように、ふえないように、そういう立場でしていただきたいという要望をしておきたいと思います。

さて、高過ぎる国保の実態についてですが、私は、一つのモデルとして40代の夫婦と小学校、中学校各1人の4人家庭、4人の家族で年収が夫の給与収入300万円の世帯の国保税額を事前に担当課で一応試算していただきました。年額24万6,200円ということでありました。この中身については、私は吟味していませんけれども、担当課が試算しましたので、間違いがないと思います。それに対して公的な負担の問題ですが、この国保税のほかに国民年金があります。国民年金は2人で単純に12カ月にすれば36万6,000円、合計で61万6,200円という国保と国民年金の支出になります。そうすると、300万円の収入で61万2,200円を国保と年金で払えば、残りは238万円という形になります。こういう実態になるわけですが、この世帯の家族構成で軽米町での最低生活費、これは生活保護の基準があります。その最低生活費を私が試算してみました。これについては、私の試算ですから、多少の誤差、厳密ではないかもしれませんが、約243万円になりました。この計算については、改めて担当課のほうで確認していただきたいと思うのですが、これで見ますと、生活費に回せる先ほどの238万円と実際最低の基準というか、生活保護基準で計算した最低生活費が同額か、それからそれ以下という状況になってしまいます。本当にこのくらいの所得でも非常に大変な状況になっていますし、この所得になると、国保での法定の減免はありませんから、そのまま出てくると思います。そういうことになると、軽米町もそうですけれども、今は多少下がりましたけれども、滞納者が出てくるというのが実際の状況ではないでしょうか。私は、この例のように国保税は負担の限度を超えているのが実態だと思っています。

そういう意味で今の答弁の中では国の財政措置の問題では670万円ぐらいの試算されるという形です。ですから、私は全国平均では1人当たり5,000円程度になると言われていましたけれども、単純計算ですから、そういう状況だと思いません。私は、今でもこういう負担の限度を超えた国民健康保険税、まだ税率改正、今度提案されていませんが、ぜひそれに合わせて一般会計からの繰り入れ等々も勘案しながら、やっぱり1万円以上の国民健康保険税の引き下げを住民の要望に応じて実施していただきたい、このことを改めて提言と要望したいと思いますが、町長のほうから国の財政措置の問題も報告を受けておりまして、答弁の報告があると思いますので、町長のほうから国保税の1万円の引き下げの問題についての決断を求めたいと思いますので、改めて町長からの答弁をお願いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまの古館議員の再質問にお答えしたいと思っております。確かに今の実情は私も真摯に受けとめてまいりたいと思っております。ただ、この医療制度は、やはり私は相互扶助の制度であるというふうな認識でございますので、今現在国保の被保険者は、町民全体の半分をちょっと割っている状況でもございます。また、今一般会計から法定外繰り入れ、1億円程度繰り出している状況でもございますし、そういう状況の中で、私は一貫してこれ以上の皆さんのご負担は求めないというふうな姿勢で今現在頑張っているところでございますので、こういった考えの中で皆さんの負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 12番、古館機智男君。

〔12番 古館機智男君登壇〕

○12番（古館機智男君） 町民の高負担、負担については理解をしているという、けれども、現状の中で一般会計からの繰り入れについては、検討するというか、そういう消極的などとは言いませんけれども、まだ具体的に引き下げの形ではないという答弁と受けとめました。一般会計からの繰り入れ、確かに軽米町が2年前から初めてやりました。それなりの引き上げはしない、現状維持のために頑張るというある意味での前向きな答弁をして一般会計からの繰り入れができました。ただ、全県的に繰り入れしていないところもありますが、野田村とか葛巻町とかというのは、もう軽米町の何十倍という形で繰り入れをして、町民の負担を軽減していますし、第一の国保は社会保障の根幹なものだという答弁もいただきましたけれども、その運営の責任は保険者、現在は軽米町にあるわけですし、ただ背景には、毎回言っていますように、国の負担金がどんどん減らされてきたというのが財政を大きく後退さ

せてきて、財政を苦しめてきた実態があることは私も理解しております。しかし、国保税を納めたくても納められない人の気持ちとか、大切なことで、大変な問題だと思います。

それで今回は、その低所得者に対する670万円と試算されている財源もある中で、やっぱりそのお金をただ繰り入れというか、会計を少しよくするという形でなくて、きちんと住民に還元する、そういう姿勢こそ大事ではないか、町長から改めて答弁を求めませんが、そのことの意味は、国のほうの財政措置もやっぱり負担が大変だということに対応した財政措置だと私は理解しておりますので、それをきちんと住民の負担を下げる方向でというのを改めて要望して国保の問題についての質問を終わりたいと思います。

○議長（松浦 求君） それでは、暫時休憩をいたします。

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

1 2 番、古館機智男君。

〔1 2 番 古館機智男君登壇〕

○1 2 番（古館機智男君） 2 点目の町中心部に身近な子供の公園の設置について質問いたします。

これは、質問そのままでありまして、軽米町の中で中心部の身近なところに、例えばブランコとか、すべり台とかという子供たちが安心して、あと乳母車に乗せてゆっくりできるとかという形のところがほとんどない。軽米の町内の中でブランコがあるところといえば、バイパスのところのタテグシがあって、すべり台はなくなったり、あと萩田地区の住宅のところにあったりするのですが、向川原地区の防災センター脇の公園的な施設は、ちょっと子供のというよりは、高度なものがあったりして、ゆっくり、安心して子供たちを遊ばせたりする場所がほとんど見られない。それは要望等も寄せられたこともあります。やっぱり子供を産んで育てるというためにはそういう施設もやっぱり身近につくっていくというのも必要ではないかなと思うのですが、町長のこれからの計画等々についてありましたら答弁していただきたいと思います。簡単な質問ですけれども。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 古館議員の町中心部に身近な子供のための公園の設置についてのご質問にお答えいたします。

本町では、農村集落内において、その居住者の日常的な健康増進と憩いの場を与

えて地域連帯感を醸成し、あわせて豊かな人間性を培うとともに、高齢者、青少年及び児童等の健全な育成を図る場として、町内6施設の農村公園を設置しているところでございます。現在、町中心部には、子供の遊び場としての公園は設置されておきませんが、中心市街地整備推進委員会で計画されておきます多目的複合文化施設の建設の検討に合わせ、公園につきましても検討してまいりたいと考えておきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 12番、古館機智男君。

〔12番 古館機智男君登壇〕

○12番（古館機智男君） 今のように中心部の中にそういう施設がないということで、これから多目的のそういう交流施設の中にそういう役割を果たすものを検討していきたいという話でした。それはそれとして可としたいと思いますが、もっと身近なところでの、そういう施設も含めて小、中学校の下の施設とか、今の元屋町のところとか、ちょっと身近なところに安全なものをつくっていくという、1カ所というのではなくて、自分たちの身の周りの暮らしの単位の中で安心して子育てとか、遊べる場所という形の位置づけも必要になってくるのではないか。多目的交流施設となると、やっぱり大規模な、どういう中身がよくわかりませんが、大きな施設の中の一環という形もそれはそれなりの位置づけがあると思いますが、そういう角度の分も含めてもっと身近なところの遊び場という形をぜひ検討課題にさせていただきたいと思いますが、町長の再度の答弁を伺いたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 確かにご指摘のとおり、中心部には非常にそういった施設が少ないというのは、私も感じているところでございます。まずもって交流施設の中だけではなく、周辺の整備に合わせたそういった施設もつくっていくことと、またあわせて中心部のほうも今後さまざまな検討を加えながら検討はしてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（松浦 求君） 12番、古館機智男君。

〔12番 古館機智男君登壇〕

○12番（古館機智男君） 今の身近な公園という意味では、町の中心部の河川敷という、それは安全性とか、いろんな意味の固定的な施設には向かないかもしれませんが、一定のそういうところも臨時的ではなくても一定の制限も設けながらの利用ということも検討していただきたいと思いますが、

それでは、次の質問に移らせていただきます。3点目は、安倍内閣が多数の国民

の反対を無視して進める憲法9条を壊す戦争法とTPPについて質問いたしたいと思えます。

今日本は、ある意味では、戦争か平和かという大きな戦後70年目としての大きな岐路に立っている、そういうふうに私は感じています。安倍内閣は、今国会に安保法制、戦争法案とも言われていますが、それを上程しています。この前の6月4日でしたか、憲法審査会が審議会で開かれました。衆議院の憲法審査会の中で、自民党、公明党の推薦した憲法学者の参考人も含めて3人の全員が集団的自衛権の行使は憲法違反ということで言明しておりますし、弁護士会、日弁連なんかでは、弁護士は必ず組織に入らなければならない、そういう形になっていますけれども、その日弁連がこの安保法制に対して反対の意思を示していたり、今国会での成立は、安保法制反対というのが、ある調査によれば8割を超しているという状況になっています。本当に今この安保法制、戦争法案、日本が戦争をできる国にする、アメリカと一緒にあってそういう形に踏み出そうとしています。

そういう意味で軽米町は非核平和宣言の町を戦後40年の年に宣言しています。非核平和ですから、核兵器の問題ではありますが、平和宣言、戦争は嫌だということ草の根のところで宣言している町でもあります。そういう意味で町長は、そのような今の日本を戦争か平和という、そういう岐路に立っているとき、どういう気持ちで草の根の中の町政運営をしようとしているのか。また、このような動きに対してどのような見解を持っているか答弁いただきたいと思えます。

もう一つは、TPPの問題です。TPPは、最初は、TPP参加に当たっては、米とか麦、畜産の関係、5品目、重要な5品目については、聖域として絶対譲れないと言って、国会の決議までしていたのですが、いざ交渉に参加してみたら、どんどんともう譲歩に譲歩を重ねて、中身そのものは秘密で公開はされていないのですけれども、マッシングボード等によれば、その譲歩を重ねて、いろんな米にしても、豚肉にしても軽米町にも大きな影響を与えるような方向で進んでいる状況もありますし、きのうあたりの報道によれば、アメリカでTPPの促進法が一体と、促進法の関連のほうが事実上の否決された状況になっていますが、再度提案するとは言っていますが、やっぱりアメリカの消費者団体とか、労働団体とか、環境団体なんかでも、一部の他国籍企業とか、1%の富裕層のためのTPPという形で大きな反対運動も起きていますし、何よりも軽米町は農業を基幹産業とする町で町長もTPPには前任期のおきから町村会の副会長等の要職も務めながら、それなりに運動をしてきたと思えます。今そういうTPPの問題でも瀬戸際というか、そういう状況にきていると思えますが、前からもやっぱり町民挙げてTPPの情報も流しながら、やっぱり町を挙げて対応が必要ではないか。軽米町と姉妹提携している音更町なんか北海道の十勝地方を含めてTPPに関しては、オール北海道という形で農業道の



産地として取り組みもしています。そういう意味でさらに今の段階になってきちんと瀬戸際にＴＰＰの撤退の声を、やっぱり町長が先頭に立ってあげていく、そういうところに来ていると思うのですが、この戦争法案、それからＴＰＰは、町の命運にとっても大きな課題だと思うので、町長の所信、決意、見解を出していただきたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 古館議員の憲法第９条を壊す戦争安保法案とＴＰＰについてのご質問にお答えいたします。

古館議員のご発言にあります安全保障関連法案は、本年５月１４日に国家安全保障会議及び閣議において、治安出動、海上警備行動等の発令手続の迅速化にかかわる決定をし、現在国会で審議が行われておりますが、この法案の趣旨は、憲法第９条の理念を壊そうとするものであるとの認識は持っておりません。しかしながら、国会の審議内容を見ますと、質問に対する答弁が曖昧であったり、衆議院憲法審議会で憲法学者３人全員が憲法違反と発言するなど、本法案の議決は性急であるという感は否めません。日本を取り巻く安全保障環境は、決して楽観できるものではないと思っておりますので、十分な審議が尽くされ、国民の理解が得られるような法案となるよう期待しております。

また、ＴＰＰにつきましては、議員ご指摘のとおり、当町の農業に重大な影響を与えるものでありますことから、当町では一貫して反対を表明しており、今後におきましても町村会の活動などを通じて機会があるごとに反対の立場で意見を述べてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） １２番、古館機智男君。

〔１２番 古館機智男君登壇〕

○１２番（古館機智男君） 特に安保法制の関連で町長は、今出されている法案は、憲法９条を壊す、そういうものとは認識していないという答弁でありました。非常に残念なことだと思います。国会での審議でも明らかなように、そして憲法学者の与党の推薦の参考人でさえも集団的自衛権行使の問題は、明らかに憲法違反であると言明している周知のことだと思いますし、先ほど言ったように、８割の、この部分では一致する部分もあるかもしれませんが、８割の国民は、調査によれば、今国会では廃案、通すことに反対だという表明をしています。しかし、町長は、もっと国民の理解を得て、もっと説明しろと言っていますけれども、法制そのものには反対という立場をとられていないということが明確になりました。これは、見解ですから、それは間違っているとか何とかという形の論議にはならないのですが、非常に残念

な答弁だなどと思っていますし、そのことについてやっぱり非核平和宣言の町としての町長として、この平和の問題について、私は余りふさわしくない、このことを指摘しておきたいと思います。

あとは一致点のところでは、拙速な進め方に対しては、町長も懸念を持っているということは表明されていますから、そういう意味では、今の進め方の中で安倍総理が8月末までにアメリカにもう安保法制を通すという約束をしてきた中では、そういう8月が日程上に上がって、どうしてもそれを可決しようと思っています。そういう中で町長の今の状況の中で国民が納得できるような形とか、説明を十分するのが8月までにできるということは、ほとんど私は不可能だと思います。そういう意味で一步一步のところでは、やっぱり今の状況の中では廃案にすべきではないかというようなことも含めた一致点というか、そのことが町長として表明できないのかどうか。そういう意味では、今のさっきの答弁だけで言えば、憲法第9条を壊すものでないし、いろんなことがあるけれども、みんな説明すればいいのだという形に私は捉えましたけれども、そういうものではないと思っていますが、再度その点についての町長の見解を求めたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 確かに憲法9条は、議員ご存じのとおり交戦を禁じておりますし、また戦力を持たないというふうなことも明示しております。そういった観点で、今さまざま出されている法案は、それに結びつくものだというふうな見方をすれば、そのような観点からすれば、違法であるというふうな方々も多くいることは私も認識しております。私は、そういった議論の中で、やはり自衛権というふうなことも、ぎりぎりの段階の中での今の法案かなというふうに私は感じておりますが、ただ非常にそれがもう現場、現場のいろんな事例等の議論で終始しているのは私は感じております。もっと根本的な議論をきちっとしながら、そうした法案を出すほうも、やはりそれを議論する方もやはりきちんとした覚悟の中で議論をしていくべきではないのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） もう少し進むかなと思ったけれども、なかなか進まなかったのですが、憲法学者の参考になった小林節さんなんかも、その人は、憲法改正を掲げている人でもあります。しかし、今の場合、立憲主義という釈迦に説法かもしれませんけれども、時々の内閣で憲法を今まで安倍内閣の前までは、このような安保法制の中身については、今の憲法の範囲内ではできないという見解を進めてきたも

のでして、それをやるのであったら、きちんと憲法を変えてという形が本質ではないかというのを、そういう改憲の論者でもあります。そういう意味でもう立憲主義を壊してしまう、憲法第9条は国民の思いで改正すれば、憲法は変えることはもちろんできることであって、ただそれをそのときの内閣の判断、判断でやっていくというのは、もう憲法そのものを壊してしまうというか、変えてしまうのではない、壊してしまうという形になるという形だと思うのです。そういう意味でのなし崩し的な、例えば今度の法律もみんな平和、平和というのがついていきますけれども、平和という名前で戦争をする。70年間殺し、殺されることがなかった日本が、そういう状況になっていくことになるし、軽米町でも若い人たちがこの前も2人の方が自衛官になられた。それで町長のところに表敬訪問したことも報道されておりましたけれども、そういう人たちがまず真っ先に行かなければならない、そういう時代になったら。イラク戦争のときもアフガンのときもそういうときがあったわけです。さらに一歩それが進んでいくのですから、町長は、今の状況の中で本当に今の出されている法案に対してもひとつの良識ある見解を、改めて答弁は求めませんが、やっぱり町長の見識が問われるところだと思いますので、そのことを訴えて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松浦 求君） 以上で本日の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） 次の本会議は、6月19日午前10時からこの場で開きます。  
本日はこれで散会いたします。

（午後 1時23分）